

## 13. 有料道路事業

### I 概要及び沿革

有料道路事業とは、道路の通行又は利用について料金を徴収する道路事業のことであり、道路運送法に基づく一般自動車道、自然公園法に基づく一般自動車道が整備されている。

我が国の道路整備は、戦後、社会経済の復興に伴って道路政策の推進が要求されていたが、租税等による一般会計歳入では必要とされる道路整備のための費用は賄いきれないという実状にかんがみ、昭和27年に旧道路整備特別措置法が制定され、国又は地方公共団体が道路を整備するに当たり財源不足を補う方法としてまず借入れを行うとともに、完成した道路から通行料金を徴収してその返済に充てるという方式が認められることとなった。以降、昭和28年の揮発油税等の道路特定財源制度の導入に続き、昭和29年に第1次道路整備五箇年計画を制定し、更に昭和31年に、幅広く民間の資金を活用して、道路整備を実施できる特殊法人として日本道路公団<sup>(\*)</sup>が発足するとともに、旧道路整備特別措置法が廃止され、現行の道路整備特別措置法が制定された。

\*平成17年10月1日の日本道路公団分割民営化に伴い解散。

有料道路事業については、現行制度上地方公営企業法の規定は当然には適用されず、条例で定めるところによりその全部または一部を適用することができる。

### II 現状と課題

#### 1. 現状

地方道路公社法が制定された昭和45年当時、地方公共団体営で実施されていた有料道路の路線数は119路線あったが、その後、無料開放あるいは地方道路公社への管理移管等により、平成7年には25路線、平成12年には9路線と減少が続き、平成23年には2路線となっている。また、平成7年度以降については、地方公共団体営による新規路線の建設は行われていない。

#### 2. 課題

有料道路事業の事業主体の決定は、地方公共団体において整備財源の調達方法及び事業の採算性等を勘案してなされているところであるが、今後の事業決定に当たってもこれらの点を踏まえ十分な検討を行うことが必要である。

### III 平成26年度決算の概況

#### 1. 事業数及び経営主体

平成26年度において地方公共団体が経営する有料道路事業の数は2事業2路線（前年度同数）で、これを経営主体別にみると、指定都市営1事業1路線（前年度同数）、市営1事業1路線（前年度同数）となっている。（第1表）

第1表 有料道路事業の事業数

経営主体	年度 適用区分	25			26		
		法適用	法非適用	計	法適用	法非適用	計
都道府県		-	-	-	-	-	-
指定都市		-	(1)	(1)	-	(1)	(1)
市		-	1	1	-	1	1
町		-	(1)	(1)	-	(1)	(1)
村		-	1	1	-	1	1
		-	-	-	-	-	-
計		-	(2)	(2)	-	(2)	(2)
		-	2	2	-	2	2

(注) ( )書は路線数である。

## 2. 業務の状況

平成26年度における有料道路事業の道路延長は2.4kmとなっている。また、全路線における1日平均交通量は7,646台で、前年度(8,297台)に比べ651台、7.8%減少している。(第2表)

第2表 有料道路事業の業務状況

項目	年度 区分	25	26					
		計	計	適用区分		道路の性格		
				法適用	法非適用	観光道路	生活道路	産業道路
路線数		2	2	-	2	1	1	-
道路延長(m)		2,380	2,380	-	2,380	1,480	900	-
一日平均交通量(台)		8,297	7,646	-	7,646	234	7,412	-

第3表 根拠法別路線数

根拠法	適用区分	法適用企業	法非適用企業	計
道路整備特別措置法		-	1	1
道路運送法		-	-	-
自然公園法		-	1	1
計		-	2	2

### 3. 有料道路事業の経営状況

有料道路事業の収支の状況をみると、平成10年度以降黒字が続いており、平成26年度も黒字となっている。

黒字事業は全事業に当たる2事業（前年度同数）となっており、黒字額は29百万円で、前年度（39百万円）に比べ10百万円、26.6%減少している。（第4表）

また、他会計繰入金の収益的収入に占める割合は15.9%、資本的収入に占める割合は100.0%となっている。

第4表 全体の経営状況

(単位：事業、百万円)

区分	年度 項目	25 (A)			26 (B)			増減額 (B)-(A)		
		法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計	法適用	法非適用	合計
(事業数)		(-)	(2)	(2)	(-)	(2)	(2)	(-)	(-)	(-)
黒字額		-	39	39	-	29	29	-	△10	△10
(事業数)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
赤字額		-	-	-	-	-	-	-	-	-
(事業数)		(-)	(2)	(2)	(-)	(2)	(2)	(-)	(-)	(-)
収支		-	39	39	-	29	29	-	△10	△10

(注)1. 事業数は、決算対象事業数（建設中のものを除く）である。

2. 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業にあっては実質収支による。

### 4. 法非適用企業の経営状況

#### (1) 収益的収支の状況

法非適用企業の収益的収支のうち総収益は1億40百万円で、前年度（3億72百万円）に比べ2億32百万円、62.4%減少している。

一方、総費用は1億15百万円で、前年度（1億83百万円）に比べ67百万円、36.8%減少している。

#### (2) 資本的収支の状況

法非適用企業の資本的支出は3億46百万円で、前年度（4億34百万円）に比べ88百万円、20.2%減少している。前年度に引き続き、建設改良費はない。また、地方債償還金は3億15百万円で、前年度（3億93百万円）に比べ78百万円、19.9%減少している。

これに対する資本的収入は3億14百万円で、前年度（2億82百万円）に比べ31百万円、11.1%増加している。

#### (3) 実質収支

実質収支をみると、黒字の事業は全事業に当たる2事業（前年度同数）となっており、黒字額は29百万円で、前年度（39百万円）に比べ10百万円、26.6%減少している。（第5表）

第5表 有料道路事業の経営状況の推移（法非適用企業）

(単位：百万円、%)

項目	年度	22	23	24	25	26	(B)-(A)
					(A)	(B)	(A)
収益的 収支	総 収 益 (a)	457	397	371	372	140	△62.4
	営 業 収 益 (b)	389	377	365	363	107	△70.5
	うち 料 金 収 入	371	364	346	344	97	△71.8
	他 会 計 繰 入 金	44	-	-	-	22	皆増
	総 費 用 (c)	248	186	184	183	115	△36.8
	営 業 費 用	218	163	162	161	95	△40.7
	うち 職 員 給 与 費	24	25	19	18	20	6.4
	収 支 差 引	208	210	187	189	24	△87.1
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	133	131	193	282	314	11.1
	地 方 債	-	-	-	-	-	-
	他 会 計 繰 入 金	-	-	-	-	314	皆増
	資 本 的 支 出	313	324	364	434	346	△20.2
	建 設 改 良 費	2	2	-	-	-	-
	地 方 債 償 還 金 (d)	237	238	302	393	315	△19.9
	収 支 差 引	△180	△193	△171	△152	△32	78.7
実 質 収 支	黒 字	45	24	22	39	29	△26.6
	赤 字 (e)	-	-	-	-	-	-
収益的収支比率	$\frac{(a)}{(c)+(d)} \times 100$	94.0	93.6	76.5	64.6	32.5	-
赤字比率	$\frac{(e)}{(b)} \times 100$	-	-	-	-	-	-
事業数		3	2	2	2	2	-
うち 建設中		-	-	-	-	-	-
収益的収支で赤字を生じた事業数		-	-	-	-	1	皆増
実質収支で赤字を生じた事業数		-	-	-	-	-	-

(注) 営業収益は受託工事収益を除いたものである。

## 5. 料金収入の状況

料金収入は97百万円で、前年度（3億44百万円）に比べ2億47百万円、71.8%減少している。

## 6. 他会計繰入金の状況

他会計繰入金は3億36百万円で、皆増している。収益的収入への繰入金は22百万円であり、資本的収入への繰入金は3億14百万円となっている。

## 7. 経営健全化の状況

平成20年度から施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、資金不足比率が20%以上となる公営企業会計には経営健全化計画の策定が義務付けられている。有料道路事業においては、対象なしとなっている。